

第3節 新たな安全保障法制の整備のための基本方針

1 「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の報告書

07（平成19）年5月、第1次安倍内閣において「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が開催され、安倍内閣総理大臣（当時）から提示を受けた4つの類型についての提言をまとめた報告書¹を、08（同20）年6月に福田内閣総理大臣（当時）に提出した。

その後、わが国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、安倍内閣総理大臣は13（同25）年2月、同懇談会を再開し、わが国の平和と安全を維持するために、日米

安全保障体制の最も効果的な運用を含めて、何をなすべきか、過去4年半の変化を念頭に置き、また将来見通し得る安全保障環境の変化にも留意して、安全保障の法的基盤について再度検討するよう指示した。合計7回の会合を経て、14（同26）年5月15日、報告書が安倍内閣総理大臣に提出された。

【参照】図表Ⅱ-1-3-1（報告書の概要）

図表Ⅱ-1-3-1 報告書の概要

	集団的自衛権	軍事的措置をとる国連の集団安全保障措置	PKO 在外自国民の保護・救出 国際治安協力	武力攻撃に至らない 侵害への対応
憲法	<ul style="list-style-type: none"> ○憲法第9条の規定は、わが国が当事国である国際紛争の解決のために武力による威嚇または武力の行使を行うことを禁止したものと解釈されないと解釈すべき。 ○「自衛のための措置は必要最小限度の範囲にとどまるべき」とのこれまでの政府解釈に立ったとしても、「必要最小限度」の中に集団的自衛権の行使も含まれると解釈すべき。 ○わが国と密接な関係のある外国に対して武力攻撃が行われ、かつ、 ○その事態がわが国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるとき ⇒その国の明示の要請または同意を得て、必要最小限の実力の行使が可能とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○わが国が当事国である国際紛争を解決する手段としての武力の行使には当たらず、憲法上の制約はないと解釈すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○憲法第9条の禁じる武力の行使には当たらないと解釈すべき。このような活動における武器の使用（PKOにおける駆け付け警護や妨害排除を含む。）に憲法上の制約はないと解釈すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「武力攻撃（組織的計画的な武力の行使）」かどうか判別がつかない侵害であっても、そのような侵害を排除する自衛隊の必要最小限度の国際法上合法的な行動は、憲法上容認されるべき。
立法政策など	<ul style="list-style-type: none"> ○国会：法律上の根拠が必要 事前または事後の国会承認が必要とすべき。 ○政府：総理大臣の主導のもと、国家安全保障会議の議を経て、閣議決定により意思決定する必要がある。（総合的な政策的判断の結果、行使しないことがあるのは当然。） ○第三国の領域を通過する場合には、その国の同意を得るものとすべき。 ○後方支援：「武力の行使との一体化」論の考えはもはや採らず、政策的妥当性の問題と位置付けるべき。 実際に何を行うかは内閣として慎重に検討して意思決定すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○国会：法律上の根拠が必要。事前または事後の国会承認が必要とすべき。 ○政府：積極的に貢献すべき。政策上の意義などを総合的に検討して、慎重に判断すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ○武器使用基準など、国連における標準に倣った所要の改正を行うべき。 ○いわゆるPKO参加5原則についても見直しを視野に入れ、検討する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○切れ目のない対応を可能とする法制度について、国際法上許容される範囲で充実させていく必要がある。
政府が本報告書を真剣に検討し、しかるべき立法措置に進むことを強く期待				

1 4つの類型（①公海における米艦防護、②米国に向かうかもしれない弾道ミサイルの迎撃、③国際的な平和活動における武器使用、④同じPKOなどに参加している他国の活動に対する後方支援）について検討し、これまでの政府の解釈は、激変した国際情勢およびわが国の国際的地位に照らせばもはや妥当しなくなっており、むしろ、憲法第9条は、個別的自衛権はもとより、集団的自衛権の行使や国連の集団安全保障への参加を禁ずるものではないと解釈すべき旨などを提言

2 今後の検討の進め方についての基本的方向性

14（平成26）年5月15日、安倍内閣総理大臣は同懇談会から報告書の提出を受けた後、記者会見において、以下のように、検討の進め方についての基本的方向性を示した。

政府与党において、具体的な事例に即してさらなる検討を深め、国民の命と暮らしを守るために、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備する。これまでの憲法解釈のもとでも可能な立法措置として、たとえば、①武力攻撃に至らない侵害（いわゆるグレーゾーン事態）への対処の一層の強化、②PKOや後方支援など国際社会の平和と安定への一層の貢献について検討する。そのうえでなお現実に起こり得る事態に対して、万全の備えがなければならない。国民の命と暮らしを守るための法整備がこれまでの憲法解釈のままで十分にできるのか、さらなる検討が必要である。

報告書の考え方のうち、個別的吗集団的かを問わず、自衛のための武力の行使は禁じられていない、また、国連の集団安全保障措置への参加といった国際法上合法的な活動には憲法上の制約はない、という考え方については、これま

での政府の憲法解釈とは論理的に整合しないことから、政府として採用できない。一方、わが国の安全に重大な影響を及ぼす可能性があるときという限定的な場合に、集団的自衛権を行使することは許されるとの考え方については、生命、自由、幸福追求に対する国民の権利を政府は最大限尊重しなければならない、憲法前文、憲法第13条の趣旨を踏まえれば、自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置を採ることは禁じられていない、そのための必要最小限度の武力の行使は許容される、という従来の政府の基本的立場を踏まえた考え方であり、政府としてこの考え方についてさらに研究を進めていく。

切れ目のない対応を可能とする国内法整備の作業を進めるにあたり、従来の憲法解釈のままで必要な立法が可能なのか、それとも一部の立法にあたって憲法解釈を変更せざるを得ないとすれば、いかなる憲法解釈が適切なのか、内閣法制局の意見も踏まえつつ、政府としての検討を進めるとともに、与党協議に入る。その結果に基づき、憲法解釈の変更が必要と判断されれば、この点を含めて改正すべき法制の基本的方向を閣議決定する。

3 「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（閣議決定）

安倍内閣総理大臣が示した検討の進め方についての基本的方向性に基づき、与党において協議を重ね、政府として

も検討を進め、14（平成26）年7月1日、政府として「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障



「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の閣議決定を受けて記者会見を行う安倍内閣総理大臣【内閣広報室】

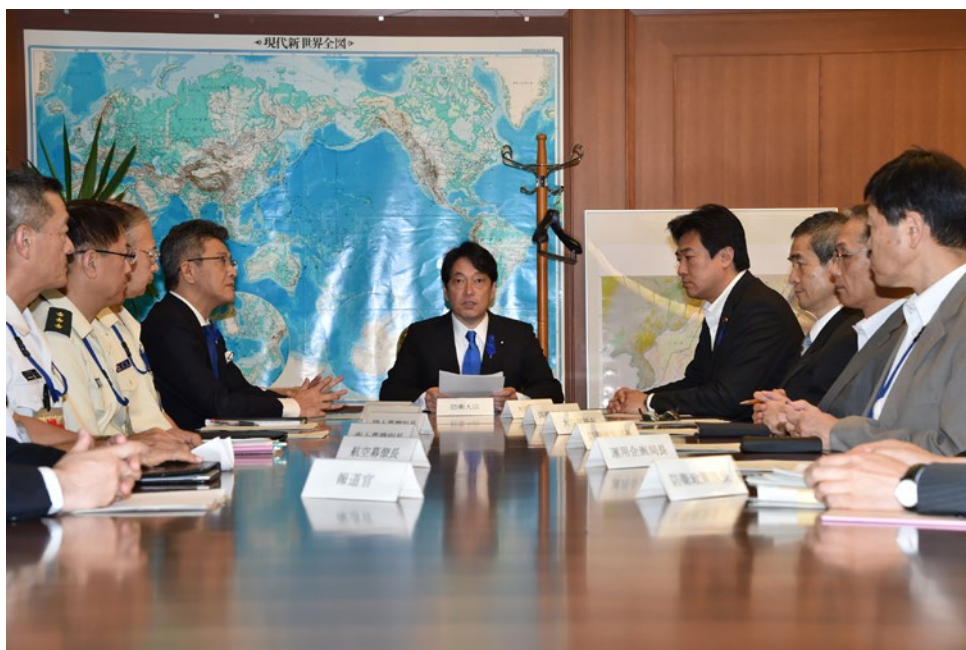
法制の整備について」の閣議決定を行った。

参照 資料5（国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について）

本閣議決定は、わが国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容し、変化し続けている中で、国民の命と平和な暮らしを守り抜くために如何にすべきかとの観点から、新たな安全保障法制の整備のための基本方針を示すものであり、抑止力の向上と地域および国際社会の平和と安定にこれまで以上に積極的に貢献することを通じて、わが国の平和と安全を一層確かなものにしていくうえで、歴史的な重要性を持つものである。

この閣議決定を行うに際し、安倍内閣総理大臣から、「関連する法律を整備しなければ、具体的な活動を行うことは

出来ず、抑止力は高まらない。その意味で、これからの立法作業が極めて重要である。あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする安全保障法制の整備に向け、直ちに作業に着手するよう」指示がなされた。内閣官房国家安全保障局のもとに法案作成チームが立ち上げられたほか、防衛省・自衛隊としても、国民が我々に期待する役割をしっかりと果たせるよう、防衛大臣を委員長とする「安全保障法制整備検討委員会」を設置し、①現場の部隊がしっかり対応でき、隊員が判断に困ることのないよう運用の実態に即した法制の整備を行うこと、②自衛隊の活動にあたっての適正な手続を確保すること、③スピード感をもって作業を行うことという防衛大臣の指示を踏まえ、安全保障法制の整備に向けた検討を行っているところである。



「安全保障法制整備検討委員会」の様子